

この記事は、さる団体のニュースレターに掲載された、「ひき逃げ厳罰化」署名についての説明文です。交通事故の当事者以外の一般市民の方を対象に、分かりやすくひき逃げ問題を解説しています。ご一読のうえ、この運動にご理解ください。

ひき逃げ（事故現場離脱行為）に厳罰を！。
「全国交通事故遺族の会」の署名運動に、ご協力ください。

はじめに

交通事故遺族だけで構成する「全国交通事故遺族の会」は、愛する家族を交通事故で失った者どうし、心の支え合いを行っています。また、家族の死を無駄にしないため、交通事故のない、安全で暮らしやすい交通社会の実現を目指して活動しています。この数年、「ひき逃げ」が急速に増えています。ひき逃げにあった被害者や遺族の悲惨さは、今さら語るまでもありませんが、一方うまく逃げのびた加害者は、反省のチャンスもないまま、再び同様の事故を起こす可能性があります。罪を犯しても「逃げた方が得」ということが常態化していけば、正直者がバカをみるだけでなく、社会全体の不安につながることは必定です。今すぐにでも、ひき逃げという悪弊を絶ちきらなければなりません。そのためには、ひき逃げ行為自体を法的に厳しく処罰する必要があります。全国交通事故遺族の会は、ひき逃げにたいする厳罰化を、刑法等の関連法規の改正で実現するため、全国規模の署名運動を行っています。

「ひき逃げ」とは

道路交通法では、人身事故を起こした加害者にたいし、二つの義務を課しています。ひとつは「救護義務」で、まず加害者は現場に止まって、被害者の安全確保と救護を行わなければならないなりません。もう一つは「通報義務」と呼ばれ、加害者は速やかに最寄りの警察に、事故の発生を通報しなければならないことになっています。これらを怠って、無断で現場を離れることを、一般的に「ひき逃げ」と呼んでいます。そもそも道路交通法にも刑法にも、「ひき逃げ」という犯罪自体が存在しないことが、この問題の原点とも言えます。加害者が逃走してしまうことで、交通事故の被害者は、軽い怪我ですむはずだったものが、長期入院や、重い後遺障害を負って、一生苦しめられています。そして適切な救護をしていれば死ななくてもよかった命が、無駄に散らされています。さらに被害者や遺族は、加害者が分からないために、精神的な回復が遅れたり、経済的な面で重い負担を強いられることとなります。加害者に課せられた最低限の義務を怠るということで、「ひき逃げ」は、交通犯罪のなかで、もっとも卑劣な行為であるとされています。

「ひき逃げ」による経済的被害

「ひき逃げ」は身体的ダメージばかりでなく、経済的にも被害者や遺族を圧迫します。「ひき逃げ」や「無保険車」のように、加害者が分からなかったり、加害者に賠償能力が無い場合、被害者や遺族は、当然のことながら自賠責保険を受け取ることが出来ません。こうした場合、被害者は怪我の治療にも事欠くこととなります。こうした被害者を救済するため、「政府補償」という制度があり、自賠責保険に相当した金額を「給付金」として受け取ることが出来ます。しかしこの補償は審査が厳しく、自賠責に比べて支給額が下回っています。また「ひき逃げ」の場合、当然のことながら任意保険は一切受け取ることが出来ません。自分の保険に「特約」を設けていない限り、政府補償以外まったく手にすることが出来ないのです。とくに高額な医療・介護費を要する後遺障害者にとっては、まさに命に係わる問題となります。

激増する「ひき逃げ」

昨年起きた「ひき逃げ」行為は、大小取り混ぜて約20000件もあります。実はこの数字、今から5年ほど前の倍以上にもなり、さらに毎年急速な勢いで増加の一途を辿っているのです。知られているように、刑事犯全体で犯人の検挙率が低下しているため、ひき逃

げに泣く被害者や遺族は増え続け、被害の状況はますます悪化しています。なぜこれほどまでに「ひき逃げ」が増えたのでしょうか。原因は、4年前の01年末に制定された「危険運転致死傷罪」の新設という、刑法の改正にまで逆のぼります。「危険運転致死傷罪」は、東名高速道路で、飲酒運転の大型トラックに追突されて、幼い姉妹の命を奪われた遺族たちの運動が実って作られました。それまで交通事故のすべては「業務上過失致死傷罪」（過失によって、やむを得ず起こしてしまった罪）で裁かれており、その罰は決して重いものではありませんでした。法制定の結果、（過失と呼べないような）悪質運転行為の結果起こされた交通事故には、故意の殺人や傷害にも匹敵する、厳しい罰を科すことが出来るようになったわけです。

「危険運転致死傷罪」

「危険運転」とは、正常な運転が出来ないほどの「飲酒」・「薬物使用」・「過労」や、制御不能の「スピード違反」、さらに故意の「赤信号の無視」などがあたります。こうした行為の挙げ句事故を起こし、人を死傷させた場合は、故意犯と同様に扱われます。「危険運転致死傷罪」が適用されて、記憶に新しいところでは、05年2月に千葉県松尾町で、同窓会帰りの男女8人が、飲酒運転の車に撥ねられ、内4人が死亡した事件では、懲役20年の判決が下されました。また昨年5月、飲酒運転の車に仙台育英高校の生徒15人が重軽傷を負い、3人の若い命が散らされた事件では、仙台地裁ではやはり懲役20年を言い渡しています。この法律がつけられたのをきっかけに、悪質運転にたいして、世間の厳しい目が向けられるようになったため、「道路交通法」も相前後して行政罰（反則金）が重くなり、全国的に飲酒運転が急速に減るという効果もたらされました。「危険運転致死傷罪」の効果は目覚ましく、悪質運転行為の減少は、その後の交通事故死亡者の減少に大きく寄与しています。しかし飲酒運転を含め、悪質運転を行う運転者はその後も絶たず、今もって重大な事故を引き起こしていることは報道のとおりです。その理由は、危険運転という限られた適用条件があるため、年間100万件もの交通事故のうち、同法が適用される事件は、たった50件程度しかないという量的な少なさが挙げられています。

「逃げ得」という法の盲点

「危険運転致死傷罪」は、運転中の行為だけが処罰の対象であり、運転者の資質や、事故後の行為が問われることはありません。世間一般の人たちに、「危険運転とは何か」と聞けば、大多数の人が「無免許」「暴走行為」「ひき逃げ」などを挙げるでしょう。しかしこれらはいずれも運転中の行為ではないのため、危険運転とは見なされません。「危険運転致死傷罪」は、正常な運転が出来ないのが条件ですから、原則的には「現行犯」、すなわち事故現場で検挙・逮捕された場合に適用されます。（上記、松尾町のようにひき逃げ後に適用されることもあります。警察側の立証が難しいため、非常にまれなケースです）そこで、ずる賢い加害者は、いったん現場から逃げ去り、飲酒・薬物や過労などの痕跡を隠し、回復させることを考えつきました。その後逮捕されたり、自ら出頭すれば、「危険運転致死傷罪」が適用される可能性は限りなく低くなり、その罰は三分の一から四分の一に激減してしまいます。もっとたちの悪い飲酒運転加害者は、「追い呑み」といって、事故現場から逃げた後、コンビニや酒屋で新たに酒を飲み足し、事故時の飲酒の状態を再現・計測不能にしようとする悪質者さえ出ています。ひき逃げが増えている背景には、厳しい処罰を恐れる運転者の心理と、「危険運転致死傷罪」の適用を逃れようとする、二つの動機があると考えられます。

ひき逃げを減らすために

事故現場に残って、被害者の救護を行った正直者が損をして、方やずる賢く逃げてしまった者が得をする不公平なことがあってはならないはず。ひき逃げ（事故現場離脱行為）自体を厳しく罰することが出来なければ、この問題を解決することは不可能だと考えます。そのためには「危険運転致死傷罪」という法の盲点を改め、「危険運転（等）致死傷罪」のように、適用範囲を広げたり、新たに（仮称）「無免許・ひき逃げ致死傷罪」のような新法を定める必要性が、ここに 있습니다。反則金や免許停止などの行政罰に頼っている現状には、ひき逃げを抑止する効果は期待できません。

ひき逃げ厳罰化の署名運動

ひき逃げ激増の風潮にたいし、今、各方面から厳罰化を求める声があがっています。とくに、前述の仙台育英高校の生徒や、全国各地で自らの家族を失った遺族たちが、ひき逃げ厳罰化を求める運動に立ち上がっています。全国交通事故遺族の会は、「危険運転致死傷罪」の法案骨子が出来上がった当時から、今日の惨状を予測して、法務省に法律の内容を見直すよう求めて来ました。しかし、「運転行為」だけに固執する法務省は、頑として耳を傾けてくれません。彼らの主張するところは、「刑事犯が現場から逃走するのは当たり前であり、刑法には、逃げるという行為だけを罰する考えは無い」「ひき逃げは、道交法で対処出来る」というものです。しかし激増するひき逃げによって、こうした論拠も崩壊しつつあります。私たちは多くの市民の方からの声援をもって、改めて国会や行政に働きかけていこうと考えています。これが、今回の署名運動の背景です。

署名運動の行く末

ひき逃げ厳罰化運動は、ずるい人間だけが得をするような不公平な社会の実態を改善し、交通事故のない社会を築くために行っています。この運動は、集まった署名を関係方面に提出して、それでお終いということにはなりません。私たちの要望が聞き入れられ、具体的な法改正・制定の動きを見定めるまで、これからも息の長い運動になっていくと考えています。取りあえず第一回目の署名は、3月末か、遅くても4月上旬に法務大臣に提出しようと考えていますが、その後も一定量の署名が集まり次第、何度でも提出して行きたいと思いません。

個人情報管理

個人情報保護法という法律が出来て以来、署名運動に協力したいが、個人情報が漏れることはないかなど、ご質問が寄せられます。みなさんからいただいた署名は、全国交通事故遺族の会の東京事務所において保管して、外部に漏れたり、他の目的で利用されることがないように、個人情報の管理には厳重な注意を払ってまいります。また署名は最終的には法務大臣のところに提出されますので、安心していただけます。

全国交通事故遺族の会

全国交通事故遺族の会は、全国の交通事故遺族だけで構成する、純粋な自助団体です。あらゆる政治や宗教と関係をもたず、また団体や企業などから一切の支援を受けておりません。直接的な交通事故問題だけでなく、交通事故の被害者が、安易に脳死移植のドナーとなることがないように、脳死・臓器移植にも反対するなど、幅広い活動を行っています。会は今年15周年を迎えました。全国規模で、これだけ長い活動を続けて来られたのも、個人や個別の事案のためではなく、交通事故撲滅という、社会性をもったテーマに取り組んで来たからだと考えています。多くの方の応援が、やがてはこの悲惨な交通戦争に終止符を打ってくださるものと確信しています。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

連絡先・署名送付先

東京都中央区日本橋中州 5-1-703
全国交通事故遺族の会
会長 井手 渉
電話 03-3664-1065
ホームページ <http://www.kik-izoku.com/>

署名用紙は、HPの方からダウンロード出来ます。
インターネットでも、電子署名が出来ます。

以上